

平成24年第1回美馬市議会臨時会議事日程

平成24年5月12日（土）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第47号 美馬市教育委員会委員の任命について
議案第48号 美馬市公平委員会委員の選任について
- 日程第 4 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度美馬市一般会計補正予算(第6号))
承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度美馬市国民健康保険特別会計補正予算(第5号))
承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度美馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))
承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度美馬市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号))
承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度美馬市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号))
承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度美馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号))
承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
(美馬市税条例の一部改正について)
承認第11号 専決処分の承認を求めることについて
(美馬市国民健康保険税条例の一部改正について)
- 追加日程第 1 議長辞職の件について
- 追加日程第 2 議長選挙について
- 追加日程第 3 副議長辞職の件について

追加日程第 4 副議長選挙について

追加日程第 5 議案第49号 美馬市監査委員の選任について

追加日程第 6 議員派遣の件について

平成24年第1回美馬市議会臨時会会議録

◎ 招集年月日 平成24年5月12日

◎ 招集場所 美馬市議会議場

◎ 開 会 午前10時00分

◎ 出席議員

1番	中川 重文	2番	林 茂	3番	武田 喜善
4番	上田 治	5番	郷司千亜紀	7番	藤原 英雄
8番	井川 英秋	9番	西村 昌義	10番	国見 一
11番	久保田哲生	12番	片岡 栄一	13番	原 政義
14番	川西 仁	15番	三宅 共	16番	谷 明美
17番	前田 良平	18番	三宅 仁平	20番	武田 保幸

◎ 欠席議員

19番 藤川 俊

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

市長	牧田 久
副市長	河野 尚二
政策監	逢坂 章人
企画総務部長	岡田 芳宏
保険福祉部長	宮原 竹市
市民環境部長	武田 晋一
経済部長	猪口 正
建設部長	堀 芳宏
企画総務部理事	加美 一成
保険福祉部理事	藤川 一郎
消防長	大久保利幸
木屋平総合支所長	藤本 高次
企画総務部次長	緒方 利春
水道部次長	西村 芳樹
企画総務部秘書広聴課長	吉田ますみ
企画総務部財政課長	平井 佳史
会計管理者	緒方 義和
代表監査委員	松家 忠秀

教育長	光山 利幸
副教育長	大垣賢次郎
理事	宮田 英治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健二
議会事務局次長	藤岡 博子
議会事務局次長補佐	小野 洋介

◎ 議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

◎ 会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

16番	谷 明美	議員
17番	前田 良平	議員
18番	三宅 仁平	議員

開会 午前10時00分

◎副議長（原 政義議員）

青葉、若葉が目にしみる新緑のまぶしい好季節となりました。皆様方におかれましてはご壮健でご活躍のこと、何よりかと思えます。

本日は、藤川議長が体調不良により欠席するとの届けが出されておりますので、私の方から進めさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

ただ今の出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回美馬市議会臨時会を開会いたします。

なお、牧田市長からのごあいさつにつきましては、提案理由の説明の際に併せてお願いをすることにいたします。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にご配付の日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、16番 谷 明美君、17番 前田良平君、18番 三宅仁平君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（原 政義議員）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、議案第47号、美馬市教育委員会委員の任命について、及び議案第48号、美馬市公平委員会委員の選任についての2件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

◎市長（牧田 久君）

議長。

◎副議長（原 政義議員）

牧田市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

皆さん、おはようございます。

本日は、平成24年第1回美馬市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、今議会は、日程の都合上、開会が本日土曜日、休日にもかかわりませず日程を調整していただきまして、重ねて厚く御礼を申し上げます。

なお、本日の議会には、藤川議長さんが欠席ということをお伺っておりますが、過日、体

調を崩されまして入院中ということでございます。療養に専念されまして、一日も早く回復をされることをお祈り申し上げます。

さて、既にご承知のことと存じますが、週明けの14日から予定をいたしております、中国雲南省大理市への親善使節団派遣の件について、ご報告をさせていただきたいと存じます。

本市が推進をいたしております中国雲南省大理市との友好親善事業につきましては、平成22年8月に大理市との間で友好都市協定を締結いたしております。

これを受けまして、昨年夏ごろには使節団の派遣をする予定といたしておりましたが、ご承知のように東日本大震災の影響によりまして、いったん延期といたしていたところでございます。

この間も、本年3月には三島中学校と大理市の下関第四中学校の間で、ライブ映像を交えたインターネット電話での意見交換を行うなど、交流は着実に広がってきております。

また、使節団を派遣する上での、大理市当局との調整や通訳を行う国際交流員も4月に着任をいたしまして、訪問に際して環境も整いましたので、今月14日から18日までの5日間、美馬市親善使節団を派遣することといたしたところでございます。

この結団式を、去る4月27日に行ったところでございますが、22名の市民の方々が公募によりましてご参加いただいております。席上、ご参加をいただく皆様から、「美馬市の文化を伝え、今後の友好交流に貢献をしたい」とのお言葉をいただきました。

美馬市と大理市の今後の友好の更なる発展にご尽力を賜りますことに、心から感謝を申し上げます。

また、今回の訪問は、大理市内の視察とともに、大理市政府、また雲南省人民対外友好協会との懇談も予定をいたしております。うだつの町並みや柳並木など、本市と共通した風景をご覧くださいとともに、地元の方々との意見交換を通じて、独自の歴史・文化を見聞していただきたいと考えておるところでございます。

折しも本年は、1972年（昭和47年）に日本と中国の国交が正常化されてから40周年の記念すべき年に当たります。現在、日中両国において、官民挙げての記念行事が、「新たな出会い、心の絆」をキャッチフレーズに開催をされているところでございます。

今回の訪問での「新たな出会い」を通じ、今後、本市と大理市との相互理解が深まり、交流拡大に結びつけていくよう期待をいたしますとともに、文化、教育、経済など幅広い分野で、今後、交流が広がっていくよう取り組んでまいりたいと考えております。

さて、今回の臨時議会に提案をし、ご審議を賜ります案件は、専決処分承認を求める案件が8件、人事案件が2件の計10件でございます。

それでは、議案第47号の美馬市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

任命の同意をお願いする者は議案書のとおり、住所は美馬市木屋平字太合9番地7、氏名は立道美孝、生年月日は昭和35年1月1日でございます。任期は、本年5月24日か

ら平成28年5月23日までの4年間でございます。

立道氏は、平成20年5月24日から美馬市教育委員会委員としてご尽力をいただいているところでございまして、その識見、人格は衆目の認めるところでございます。引き続きご協力を賜りたいと考えておりますので、再度の任命につきまして、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第48号、美馬市公平委員会委員の選任についてでございます。

地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

同意をお願いする者は議案書のとおり、住所は美馬市脇町大字猪尻字西分106番地、氏名は竹田美智子、生年月日は昭和20年10月10日でございます。任期は、本年6月10日から平成28年6月9日までの4年間でございます。

同氏につきましては、藤川信一公平委員会委員の任期が本年6月9日をもって満了することに伴いまして、新たに任命をいたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

同氏は、図書館司書として県立高校で31年間勤務した後、退職後は民生児童委員として、住民の相談、援助、地域福祉の向上に尽力をされておりました、その人格は衆目の認めるところでございます。公平委員会委員として適任者であると認めため、選任について同意をお願いするものでございます。

以上、人事案件2件につきまして、原案どおりご同意を賜りますようによりしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、承認案件につきましては、後ほど担当部長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上で、私からの開会に当たってのごあいさつ並びに提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◎副議長（原 政義議員）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りをいたします。ただ今議題となっております議案は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、採決をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（原 政義議員）

異議なしと認めます。よって、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

初めに、議案第47号、美馬市教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（原 政義議員）

異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第48号、美馬市公平委員会委員の選任については原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(原 政義議員)

異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり同意することに決しました。議事進行上、小休をいたします。

小休 午前10時13分

再開 午前10時13分

◎副議長(原 政義議員)

小休前に引き続き、会議を続行いたします。

先ほど教育委員に選任同意されました立道美孝さんより、ごあいさつの申し出がありますので、これを許可します。

[教育委員 立道美孝君 登壇]

◎教育委員(立道美孝君)

ただ今ご紹介をいただきました立道美孝でございます。

このたび美馬市教育委員会委員に、任命に同意をいただきまして誠にありがとうございます。責任の重大さを、ひしひしと感じているところでございます。微力ではございますけれども、美馬市の教育の発展のために誠心誠意努力をしていく所存でございます。議員の皆様方におかれましては、ご指導のほどどうかよろしくお願い申し上げます。どうかよろしくお願いいたします。

◎副議長(原 政義議員)

ありがとうございました。

立道美孝さんは退場願います。

(教育委員 退場)

◎副議長(原 政義議員)

次に、日程第4、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(平成23年度美馬市一般会計補正予算(第6号))から、承認第11号、専決処分の承認を求めることについて(美馬市国民健康保険税条例の一部改正について)までの8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

◎企画総務部長(岡田芳宏君)

議長、企画総務部長。

◎副議長(原 政義議員)

企画総務部長、岡田君。

[企画総務部長 岡田芳宏君 登壇]

◎企画総務部長(岡田芳宏君)

それでは、私の方から承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(平成23年度美馬市一般会計補正予算)についてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、お手元の平成23年度美馬市補正予算書、3月30日専決の分、こちらの方をご用意いた

ければと思います。

予算書の1ページの方をお開き願います。

承認第4号は、平成23年度美馬市一般会計補正予算(第6号)を、地方自治法第179条第1項の規定によりまして平成24年3月30日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして報告し、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、3ページの方をお開き願います。

補正予算(第6号)は、第1条 歳入歳出予算の補正のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,000万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ202億7,198万6,000円としたものでございます。第2条の地方債の補正は、各種事業の実績見込みによりまして変更となります地方債の限度額を補正したものととなっております。

次に、5ページの方をお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正でございますが、このページから10ページまでは、歳入歳出補正額を款及び項ごとに区分をいたしまして掲載をしたものでございます。

まず、歳入につきましては、主に各種交付金の確定や事業の実績見込みによりまして地方交付税や国・県支出金、また市債などの調整を行ったもので、歳出におきましては、主に不用額の調整を行ったものとなっております。

次に、11ページをお開き願います。

11ページ、第2表 地方債補正でございます。それぞれの事業の実績見込みによりまして1億6,760万円を減額し、平成23年度の地方債の限度額を12ページの最下段の右に記載のとおり、30億4,970万円としたものでございます。

それでは次に、歳入歳出予算の主な内容につきましてご説明を申し上げます。

まず、歳入予算につきまして15ページをお開き願います。

このページのたばこ税から17ページの2行目交通安全対策特別交付金までは、地方譲与税、利子割交付金、地方交付税などの交付額の確定等によりまして予算額を調整したものでございます。

次に、17ページ中段に記載をいたしております農林水産業費分担金から23ページの2段目、総務費県委託金までは各種事業の実績によりまして、それぞれ予算額の調整を行ったものでございます。

次に、23ページの下段から次のページの上段、繰入金でございますが、地方交付税等の歳入の増額及び各種事業の実績と歳出の減額などによりまして所要の財源が確保できる見込みとなりましたので、財政調整基金を始め、特定目的基金からの繰り入れを減額し、それぞれ基金に積み戻しを行うものでございます。

次に、24ページの中段の諸収入につきましては、説明欄のとおりでございます。

また、24ページ下段から26ページにかけて記載をいたしております市債につきましては、各種事業の実績見込みにより、全体で1億6,760万円の減額補正を行っております。

以上、簡単ではございますが歳入補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出予算につきましてご説明を申し上げます。予算書の27ページからでございます。

まず、議会費からとなっておりますが、最終の58ページにかけまして、ほぼすべての費目が各種事業の実績見込みによりまして、不用額の調整を行ったことによる減額の予算となっております。内容につきましては、それぞれ説明欄の方をご覧いただければと思います。

なお、この中で、増額をした費目についてでございますが、恐れ入りますが55ページの方をお開き願います。

6目の重要伝統的建造物群保存対策事業費でございますが165万5,000円を補正計上いたしております。財源の内訳は、国・県支出金が188万9,000円つきましましたので、一般財源はマイナスの23万4,000円となっております。これは国からの補助内示を受けまして、昨年の台風被害による重要伝統的建造物群の保存地区内の保存修理費を助成したものでございます。

続きまして、57ページをお開き願います。

下の段の基金費でございますが、特別交付税の増額や歳出不用額の調整、また平成23年度の収支を見込んだ上で財政調整基金費に2億3,000万円、減債基金費に3億5,000万円、以下、人材育成基金費から次のページのオラレまちづくりの基金費まで、ご覧のとおり追加計上をいたしてございます。

これによりまして、平成23年度末の財政調整基金残高は15億8,000万円ほど、また減債基金残高も15億6,000万円ほどとなる見込みでございます。

以上、簡単ではございますが、専決処分をいたしました平成23年度美馬市一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◎保険福祉部長（宮原竹市君）

議長、保険福祉部長。

◎副議長（原 政義議員）

保険福祉部長、宮原君。

[保険福祉部長 宮原竹市君 登壇]

◎保険福祉部長（宮原竹市君）

私の方から、承認第5号及び第6号の専決処分の承認を求めることにつきましてご説明を申し上げます。引き続きまして、予算書の63ページをお開きください。

承認第5号でございます。平成23年度美馬市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月30日に専決処分を行いました。同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

65ページをお開きください。

補正予算（第5号）は、第1条 事業勘定におきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,254万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億5,478万8,000円とするものでございます。

また、直営診療施設勘定におきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ213万4,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,567万円とするものでございます。

まず、事業勘定でございます。67ページをお開きください。

67ページ及び68ページは、第1表 歳入歳出予算補正でございます。歳入歳出の款、項ごとの補正額を記載いたしております。

それでは、歳入歳出予算の主な内容につきまして説明をさせていただきます。70ページをお開きください。

歳入でございますが、国民健康保険税につきましては、年間の課税収納実績により予算額の調整をするものでございます。

次に、71ページ上段の国庫支出金の療養給付費等負担金から72ページに入りまして上段の療養給付費交付金までにつきましては、それぞれ国・県の負担率の変更及び医療給付費などの実績に伴う交付額の確定によりまして予算額を調整したものでございます。

次の段の財産収入から最下段、一般会計繰入金についての補正理由につきましては、説明欄のとおりでございます。

73ページをご覧ください。

財政調整基金繰入金につきましては、実績に基づき繰入金を減額し、基金に積み戻すものでございます。

続きまして、歳出でございます。74ページをお願いいたします。

総務費から順次77ページ中下段をお願いいたします。その諸支出金の基金費までにつきましては、ほぼすべての項目におきまして、各種事業の実績見込みによりまして発生をいたしました不用額などの調整に必要な減額予算となっております。

最下段の諸支出金の繰出金の増額につきましては、直営診療施設に対する国庫補助金の確定により、いったん事業勘定で受けてから繰り出す金額を補正するものでございます。

以上が事業勘定でございます。

次のページに移っていただきまして、直診勘定でございます。

この勘定は、木屋平診療所、木屋平歯科診療所、口山診療所などの運営関係でございます。

79ページから80ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正は、歳入歳出の款項ごとの補正額を記載いたしております。

それでは、歳入歳出予算の主な内容につきまして説明をさせていただきます。82ページをお開きください。

歳入でございますが、診療収入及び介護収入につきましては、診療実績に応じまして減額補正をするものでございます。

次の段の繰越金につきましては、前年度からの繰越金の増額補正でございます。最下段、諸収入と83ページの繰入金につきましては、研究事業実績及び診療所運営費などの実績に伴いまして、国庫補助金が確定したことによります予算額の調整をするものでございます。

84ページをお開きください。

歳出でございます。

上段、総務費の施設管理費につきましては、主に医師派遣委託料及び歯科休診に係ります交通費補助金の実績により減額補正をするものでございます。

下段の医業費につきましては、医療に係ります事務費などに不用額が生じたことにより減額補正をするものでございます。

以上で、平成23年度美馬市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、予算書の89ページをお願いいたします。

承認第6号でございます。平成23年度美馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月30日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

91ページをお開きください。

補正予算（第2号）は、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,491万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,065万9,000円とするものでございます。

93ページをお願いいたします。このページから94ページにつきましては、第1表歳入歳出予算補正でございまして、歳入歳出の款項ごとの補正額を記載いたしております。

それでは、歳入歳出予算の主な内容につきまして説明をさせていただきます。

96ページをお開きください。

歳入でございますが、上段の後期高齢者医療保険料につきましては、年間の賦課収納実績により予算額の調整を行うものでございます。

下段、繰入金では、保険料軽減の実績などに伴いまして減額補正するものでございます。

次に、97ページをご覧ください。

歳出でございます。

総務費につきましては、各種事務費及び保険料の賦課徴収などに要する経費の実績によりまして減額補正をするものでございます。

98ページをお開きください。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、徴収をしました保険基盤安定負担金の確定によりまして減額補正をするものでございます。

以上で、平成23年度美馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

承認第5号及び6号につきましてご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎建設部長（堀 芳宏君）

議長、建設部長。

◎副議長（原 政義議員）

建設部長、堀君。

[建設部長 堀 芳宏君 登壇]

◎建設部長（堀 芳宏君）

承認第7号、第8号について、順次ご説明を申し上げます。

最初に承認第7号、専決処分の承認を求めることにつきましてご説明を申し上げます。お手元の平成23年度美馬市補正予算書の99ページをお開きください。

承認第7号は、平成23年度美馬市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月30日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

101ページをお開きください。

補正予算（第3号）は、第1条 歳入歳出予算の補正のとおり、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,536万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,081万2,000円としたものでございます。

第2条の地方債の補正は105ページ、第2表 地方債補正のとおり、補正前の限度額1億3,560万円から40万円減額いたしまして、平成23年度の地方債の限度額を1億3,520万円としたものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主な内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず、歳入予算につきまして108ページをお開きください。

1款 分担金及び負担金の公共下水道事業負担金につきましては918万8,000円の追加計上を行っております。平成23年度に実施した加入率向上対策によりまして、当初の見込みより加入者が増えたことによるものでございます。

次に、5款 使用料及び手数料の公共下水道施設使用料につきましては105万8,000円の減額となっております。

20款 繰入金につきましては、一般会計からの繰入金2,311万2,000円の減額となっております。減額の主なものにつきましては、接続工事費助成費用の減額などによるものでございます。

続きまして、歳出予算につきましてご説明を申し上げます。110ページをお開きください。

1款 総務費の一般管理費につきましては1,072万1,000円の減額となっております。減額の主なものにつきましては、補助及び交付金接続工事費助成費用980万円の減額によるものでございます。加入率向上対策によりまして、平成23年度に加入申請された方が接続工事を平成24年度に実施するためでございます。

5款 事業費の施設管理費につきましては128万6,000円の減額となっております。減額の主なものにつきましては、委託料の施設管理委託料で90万円の減額によるものでございます。浄化センター汚泥処理回数が減少したためでございます。

10款 公債費につきましては、償還金利子及び割引料で335万9,000円の減額となっております。

以上、承認第7号、専決処分の承認を求めることにつきましての説明とさせていただきます。

続きまして、承認第8号、専決処分の承認を求めることにつきましてご説明を申し上げ

ます。補正予算書の113ページをお開きください。

承認第8号は、平成23年度美馬市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月30日、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

115ページをお開きください。

補正予算（第2号）は、第1条 歳入歳出予算の補正のとおり、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,238万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,607万8,000円としたものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主な内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず、歳入予算につきまして、120ページをお開きください。

1款 分担金及び負担金の農業集落排水事業分担金につきましては123万5,000円の追加計上を行っております。加入率向上対策によりまして、当初の見込みより加入者がふえたことによるものでございます。

次に、15款 繰入金につきましては、一般会計からの繰入金1,303万2,000円の減額となっております。減額の主なものにつきましては、接続工事費助成費用の減額などによるものでございます。

続きまして、予算書121ページからの歳出予算の主なものにつきましてご説明を申し上げます。

1款 総務費の一般管理費につきましては902万5,000円の減額となっております。減額の主なものにつきましては、補助及び交付金接続工事費助成費用810万円の減額によるものでございます。加入率向上対策によりまして平成23年度に加入申請された方が接続工事を平成24年度に実施するためでございます。

5款 事業費の施設管理費につきましては285万5,000円の減額となっております。減額の主なものにつきましては、光熱水費及び施設修繕料などの施設管理費の減額によるものでございます。

以上、承認第8号、専決処分の承認を求めることにつきましての説明とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、専決処分いたしました平成23年度美馬市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）と平成23年度美馬市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎水道部次長（西村芳樹君）

議長、水道部次長。

◎副議長（原 政義議員）

水道部次長、西村君。

[水道部次長 西村芳樹君 登壇]

◎水道部次長（西村芳樹君）

続きまして、承認第9号のご説明を申し上げます。補正予算書の123ページをお開き

ください。

承認第9号は、平成23年度美馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

次に、125ページをお開きください。

専決処分をいたしました補正予算は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,961万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,369万2,000円としたものであります。

132ページをお開きください。

歳入の主なものについてご説明をさせていただきます。

負担金では137万4,000円の減額で、受託工事等の減によるものであります。

使用料では337万3,000円の減額で、実績に伴い減額しております。

次に、133ページをお願いします。

中段の繰入金では389万9,000円の減額で、水道事業費の減額に伴うものであります。

134ページをお願いします。

簡易水道事業債では2,080万円の減額で、建設事業費の減額に伴うものです。

次に、135ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてご説明をさせていただきます。

下段の1目 水道事業費では460万8,000円の減額で、動力費、施設修繕費などの減によるものであります。

136ページ、2目 受託工事費では320万円の減額で、施設修繕、受託工事の減によるものであります。

下段の1目 建設事業費では2,097万2,000円の減額で、工事の工法変更などによりまして減額をいたしております。

以上で、承認第9号の説明とさせていただきます。ご承認を賜りますようよろしく願いいたします。

◎企画総務部長（岡田芳宏君）

議長、企画総務部長。

◎副議長（原 政義議員）

企画総務部長、岡田君。

[企画総務部長 岡田芳宏君 登壇]

◎企画総務部長（岡田芳宏君）

それでは続きまして、承認第10号及び承認第11号の条例改正につきましてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の方をご用意いただいて、2ページの方をお開き願います。

議案書の2ページ、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて、これにつきましては地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、去る3月31日に美馬

市税条例一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、3ページから6ページの方に記載をいたしておりますが、改正内容は大きく3点ございます。

まず1点目は、個人住民税におきまして東日本大震災の被災者を支援するための措置でございまして、所有財産の期間が10年を超える居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例につきまして、現行の制度におきましては、災害により居住用家屋が焼失した場合において、その敷地であった土地を災害があった日から3年後の年末までの間に譲渡したときに限りまして課税の特例を適用するというふうな内容でございました。

そこで、このたび東日本大震災によりまして、居住用財産が滅失した場合においては、その居住用財産の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災のあった日から7年後の平成30年の年末まで延長するという内容でございます。東日本大震災の被災を受けた方で、本市へのご転入をされた方などが該当することとなります。

次に、2点目としましては、同じく個人住民税の関係で、これまで公的年金等に係る所得しかない方が、寡婦控除を受けようとする場合、申告書を提出しなければならなかったものが、平成26年1月1日からは提出の必要がなくなるというふうなことで所要の改正を行うものでございます。

それから3点目は、固定資産税の関係でございます。

固定資産税につきましては、各種負担調整措置がございまして、平成23年度末で適用が満了するというふうになってございましたが、引き続き平成26年度まで適用を延長するというふうなことでございます。

ただし、住宅用地に係る特例の措置につきましては、現行80%以上の負担水準の場合に適用されておりましたが、平成24年度から25年度につきましては、90%以上の負担水準の場合に引き上げ、平成26年度には廃止するというふうな内容でございます。

次に、議案書の7ページ及び8ページの方をお開き願います。

承認第11号、専決処分の承認を求めることについて、これにつきましても同じく地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、去る3月31日に美馬市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取り組みを推進するという目的のもとに、地方税法等の一部が改正されましたことによりまして、先ほど申しました市税条例と同様に、美馬市国民健康保険税条例の関係箇所につきまして所要の改正を行ったものでございます。

以上、専決処分をいたしました税条例2件につきましてのご説明とさせていただきます。ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◎副議長（原 政義議員）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

◎18番（三宅仁平議員）

18番。

◎副議長（原 政義議員）

18番。

[18番 三宅仁平議員 登壇]

◎18番（三宅仁平議員）

ちょっとこれ今の専決処分でちょっと尋ねたいことがあるんで、よろしくお願ひします。

23ページの不動産売払収入としとるけど、これちらっとこの前の委員会で聞いたんは、9カ所あるとか言いよったけど、それちよっと細かく、どこと、どこと、どこで、どれぐらいで売りましたというんを説明を願ひたいんと、これ併せていくんだったら、今の、かんまんのだったら、議長さん、かんまんかいな、もう一度質問しとつてもな。

それと今の岡田さんが説明した中で、4ページに載つとる東日本災害に係る、一応市条例変えると言ひよるでしょう。ほたらそれ今3点言ひましたわね。その中で特に4ページの第22条の2の財産についてですけど、これ皆民間の人も聞いとるけんね、今の早口で言うても聞こえんけん、よかつたら詳しくこういう状態ですというんを、放送しとるけんね、是非聞かしてほしいと。今もう税金が高うて弱つとるけんね、宅地や持つとると。ほなけん、わかりよく説明が願へたらと思ひますから、2件ほどよろしくお願ひします。

◎副議長（原 政義議員）

担当部長。

◎企画総務部長（岡田芳宏君）

企画総務部長。

◎副議長（原 政義議員）

岡田君。

[企画総務部長 岡田芳宏君 登壇]

◎企画総務部長（岡田芳宏君）

ただ今三宅議員の方からご質問をいただきました。

まず、補正予算につきまして、補正予算書の23ページ、財産収入の不動産売払収入、この内訳についてはというふうなご質問であったかと思ひます。

一応先ほど議員もおっしゃってございましたように、この内訳としては9件ございます。主なものとしましては、美馬の食肉センター、これが4月1日から民間移管というふうなことで民営化されるというふうなことで、市が所有してございました美馬の食肉センターの敷地の売払収入が一番大きなものでございまして、次に法定外公共財産、いわゆる里道でありますとか水路、これが市の方の所管というふうなことで持つてございます。これにつきまして民間の株式会社でありますとか、あるいは個人の方に譲渡したものの、払い下げを行ったもの、こういった内容がございまして、そのほか、徳島県の関係で道路の拡幅工事に伴ひまして、これにつきましても市の財産の土地の一部を拡幅に対して売り払いしたとい

うふうな内容になってございまして、合わせて9件というふうになってございまして。

それから、条例改正につきまして、東日本大震災に係る部分で、個人住民税に係る市税の一部改正についての部分なんですけども、この内容につきましては、東日本大震災でない一般の災害の場合には、被災を受けた日から3年間の年末までの間に個人の方が持っていた土地を譲渡した場合に、一般に3%ぐらいの市民税がかかるところが、2.4%に減額されるといったように、課税の額が引き下げられるというふうな特例がございました。

そこで、東日本大震災が発生したことによりまして、被災地におきまして同様に財産の方が滅失した方が、不動産を売却する場合に当たっても、今までであれば先ほど申したように3年間だったんですけども、それが7年後の平成30年の年末までに、被災地を売却した場合の課税につきまして、先ほど申したように特例を受けられるといったもので、直接美馬市の土地に関してというふうなことではないんで、いわゆる被災地の方で被災を受けられた方、この方が美馬市の方に転入されて、そしてその方に係る不動産の売却に係る課税についての減額の措置があるというふうな内容になってございまして。

以上でございまして、よろしく申し上げます。

◎副議長（原 政義議員）

よろしいでしょうか。

◎18番（三宅仁平議員）

結構です。

◎副議長（原 政義議員）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（原 政義議員）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第4号から承認第11号までの8件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（原 政義議員）

異議なしと認めます。よって、承認第4号から承認第11号までの8件については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（原 政義議員）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第4号から承認第11号までの8件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(原 政義議員)

異議なしと認めます。よって、承認第4号から承認第11号までの8件については原案のとおり承認されました。

議事の都合により小休いたします。

小休 午前10時56分

再開 午前11時02分

◎副議長(原 政義議員)

小休前に引き続き、会議を開きます。

議長藤川 俊君の辞職願が提出され、ただ今副議長において受理いたしました。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(原 政義議員)

異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

事務局長に辞職願を朗読させます。佐藤事務局長。

◎議会事務局長(佐藤健二君)

辞職願、私儀此の度自らの由えんにて美馬市議長の職を辞任致したく思考し、ここに謹んでお願い申し上げる次第であります。

平成24年5月12日。美馬市議会議長 藤川 俊。

以上でございます。

◎副議長(原 政義議員)

お諮りいたします。藤川 俊君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(原 政義議員)

異議なしと認めます。よって、藤川 俊君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

議長の辞職は許可されました。よって、ただ今議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(原 政義議員)

異議なしと認めます。よって、議長選挙を日程に追加し、これより行うことに決定いたしました。

追加日程第2、これより議長選挙を行います。

選挙の方法は、投票か指名推選か、いずれかの方法にいたしたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

◎18番（三宅仁平議員）

18番。指名推選でよろしくをお願いします。

◎副議長（原 政義議員）

ただ今指名推選ということにお話がありました。

お諮りいたします。地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（原 政義議員）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。副議長において、ご指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（原 政義議員）

異議なしと認めます。よって、副議長においてご指名することに決しました。

それでは、議長に久保田哲生君をご指名いたします。

お諮りいたします。ただ今副議長においてご指名をいたしました久保田哲生君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（原 政義議員）

異議なしと認めます。よって、ただ今ご指名いたしました久保田哲生君が議長に当選されました。

ここで、市長の方から訂正があるということでございますので、市長の発言を許可いたします。

◎市長（牧田 久君）

議長。

◎副議長（原 政義議員）

市長。

◎市長（牧田 久君）

大変失礼をいたしました。公平委員さんの、前公平委員さんが「藤本信一」様でございましたが、「藤川信一」さんということで私が申し上げたようでございますので、「藤本信一」様に訂正をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお祈りをいたします。

◎副議長（原 政義議員）

当選された久保田哲生君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による、当選の告知をいたします。

それでは、議長に選ばれました久保田哲生君からごあいさつをいただきます。

◎11番（久保田哲生議員）

議長。

◎副議長（原 政義議員）

久保田哲生君。

[1 1 番 久保田哲生議員 登壇]

◎議長（久保田哲生議員）

一言、皆様方に議長就任のごあいさつを申し上げます。

このたび不肖私、議員の皆様方のご推挙によりまして美馬市議会議長という要職に就任させていただきました。誠に身に余る光栄と存じる次第でございます。

経験も浅く、浅学非才でありまして、本当に器じゃないことは自分自身が一番よく承認しているところでございますけれども、ここに議員皆様の推挙を受けた上は、身を挺して、ご厚情に対してお報いするよう覚悟を新たにしているところでございます。

議長という職という責任の重さもひしひしと感じているところでございます。議長の職務については、今さら議員諸侯に申し上げるつもりはございませんが、地方自治法では議場の秩序維持、議事の整理統括等々、そして議長の代表権が規定されております。これらを円滑に運営し、遂行していくには議長1人でもって是不可能であることは自覚しております。

議長の職責をもう十分果たすには、議員各位のご支持を、協力が不可欠でございます。どうぞ今後とも皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

そして、議会運営に対しましては当然のことながら中立公正の立場で、自分自身も研さんを積みながら、全身全霊努力したいと考えておりますので、なお一層のご指導、ご協力をお願いするところでございます。

次に、理事者の皆様方にも申し上げます。

我々議会といたしましては、いたずらに摩擦を起こすことは避けなければならないわけでございますけれども、だからといって安易な妥協は許されることはないわけでありまして、多様化するニーズにこたえるよう、執行機関と我々議会が一体となって、本市の発展と住民福祉向上を目指し、職責を全うする覚悟でありますので、重ねて皆様のご支援ご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

誠に簡単でございますけれども、就任のあいさつにかえさせていただきます。皆様方本当にありがとうございました。

◎副議長（原 政義議員）

ありがとうございました。

以上で、私の職務を終了いたしました。議員各位のご協力に感謝申し上げます、新議長と交代いたします。

久保田哲生議長さん、よろしくお願いたします。

（議長交代）

◎議長（久保田哲生議員）

それでは、早速ではございますが、議長の職務を遂行させていただきたいと思っております。

で、よろしくお願いをいたします。

都合により、暫時小休いたします。

小休 午前11時13分

再開 午前11時44分

◎議長（久保田哲生議員）

小休前に引き続き、会議を開きます。

ただ今、副議長原 政義君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

原 政義君の退場をお願いします。

（13番 原 政義議員 退場）

◎議長（久保田哲生議員）

追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

事務局長に辞職願を朗読させます。佐藤事務局長。

◎議会事務局長（佐藤健二君）

平成24年5月12日。美馬市議会議長 久保田哲生殿。美馬市議会副議長 原 政義。辞職願、今般、一身上の都合により副議長を辞職したいから許可されるようお願い出ます。以上でございます。

◎議長（久保田哲生議員）

お諮りをいたします。原 政義君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

異議なしと認めます。よって、原 政義君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

原 政義君の入場をお願いします。

（13番 原 政義議員 入場）

◎議長（久保田哲生議員）

副議長の辞職は許可されました。よって、ただ今副議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。副議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いを、異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

異議なしと認めます。

議事進行、都合により、小休いたします。

なお、小休の間、代表者会議を開きたいと思っておりますので、議長室の方へ代表者の方はお入りいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

小休 午前11時48分

再開 午後2時59分

◎議長（久保田哲生議員）

小休前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第4、これより副議長選挙を行います。

選挙の方法は投票か指名推選か、いずれかの方法にいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

（「議長、指名推選でお願いいたします」の声あり）

◎18番（三宅仁平議員）

議長。

◎議長（久保田哲生議員）

三宅議員。

◎18番（三宅仁平議員）

投票でよろしく申し上げます。

◎議長（久保田哲生議員）

投票との発言がありましたので、選挙は投票と決定いたしました。

投票は単記無記名です。

これにより投票による副議長選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

◎議長（久保田哲生議員）

ただ今の出席議員は18名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番 郷司千亜紀君、15番 三宅共君、20番 武田保幸君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

◎議長（久保田哲生議員）

事務局から説明いたします。

◎議会事務局長（佐藤健二君）

ただ今お配りいたしました投票用紙の記入方法でございますが、美馬市議会投票用紙、議長印が記されている方ではなく、その反対側、四角い枠がございます。四角い枠の表示がありますので、その中に副議長になる方の氏名のご記入をお願いいたします。

◎議長（久保田哲生議員）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

◎議長（久保田哲生議員）

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。同姓の方については、氏名を確実にご記入ください。

それでは、ただ今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。

◎議会事務局長（佐藤健二君）

それでは、お名前を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

1番 中川重文議員さん、2番 林 茂議員さん、3番 武田喜善議員さん、4番 上田 治議員さん、5番 郷司千亜紀議員さん、7番 藤原英雄議員さん、8番 井川英秋議員さん、9番 西村昌義議員さん、10番 国見 一議員さん、12番 片岡栄一議員さん、13番 原 政義議員さん、14番 川西 仁議員さん、15番 三宅 共議員さん、16番 谷 明美議員さん、17番 前田良平議員さん、18番 三宅仁平議員さん、20番 武田保幸議員さん、11番 久保田哲生議員さん。

◎議長（久保田哲生議員）

投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖の解除）

◎議長（久保田哲生議員）

これより開票を行います。

立会人さん、開票の立会をお願いいたします。

（開票）

◎議長（久保田哲生議員）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票。うち、有効投票18票、無効投票0票です。

有効投票のうち、川西 仁君13票、片岡栄一君4票、三宅仁平君1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、川西 仁君が副議長に当選されまし

た。

当選された川西 仁議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

ここで、前副議長原 政義君から辞職のごあいさつをいただきたいと思います。

[13番 原 政義議員 登壇]

◎13番(原 政義議員)

一言御礼を申し述べさせていただきます。

2年前に皆さん方のご推挙によりまして、全会一致、無投票ということで副議長の要職をいただいたわけでございます。私は、私なりにできるだけ精いっぱい努めて皆さん方の、いろいろと思うところもあるわけですが、私は私なりに努めた2年間であったように思います。顧みますればいろいろなことが思い出されるわけでございますけれども、最終最後に議長が体調不良のために入院しました。その議長の大役を務めなければいけないということで、私も一生懸命、懸命に努めたわけでございます。皆さん方の本当に温かい、力強い絶大なご支持、ご支援、ご協力によりまして、ここまでやってこれたわけございまして、それにつきまして衷心より厚く厚く御礼申し上げる次第でございます。

ただ今は議長、新議長、副議長と決まったわけでございます。どうか、新議長、副議長におかれましては、美馬市の発展のために、そして市民の福祉向上のために精いっぱい努力していただきたいと願うわけでございます。美馬市の今後ますますの発展と、そしてまた議員各位、理事者側皆様方の限りないご活躍、ご健闘、ご発展を心よりご祈念申し上げまして、言葉足らずでございますけれども、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

◎議長(久保田哲生議員)

ありがとうございました。

それでは、副議長に選ばれました川西 仁君からごあいさつをいただきたく思います。

[14番 川西 仁議員 登壇]

◎副議長(川西 仁議員)

失礼をさせていただきます。

ただ今は、美馬市議会副議長という本当にこのようにご覧のとおり若輩者の、こういった私にご推挙を賜りまして誠にありがとうございます。心より御礼を申し上げる次第でございます。

今も申しましたように、このような若輩者ではありますが、そしてまた先ほどの結果を本当に真摯に踏まえまして、新議長の足かせにならないように、この美馬市の運営に両輪のごとく議長とともに、議長を支え、そしてまた牧田市政に汚点を残さないように、この議会運営、後期の2年という大切なところではございますが頑張っていく所存でございます。

そしてまた、議会議員の皆様方の本当に厚いご支援、ご協力のほどをお願い申し上げまして、簡単ではございますが就任のあいさつとかえさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。(拍手)

◎議長（久保田哲生議員）

ありがとうございました。

議事の都合上、小休いたします。

小休 午後3時19分

再開 午後4時47分

◎議長（久保田哲生議員）

小休前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事進行の都合により延長します。

小休いたします。

小休 午後4時48分

再開 午後6時11分

◎議長（久保田哲生議員）

小休前に引き続き、会議を開きます。

美馬市議会常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元にご配付の委員会名簿のとおり選任いたしましたのでご報告いたします。

特別委員会委員の選任については、配付はしておりませんのでご了承いただきたいと思っております。

なお、正副委員長につきましては、先ほど小休中に開催されました委員会において、お手元にご配付の名簿のとおり、総務常任委員会委員長に林 茂議員、副委員長に中川重文議員、福祉文教常任委員会委員長に谷 明美議員、副委員長に郷司千亜紀議員、産業常任委員会委員長に武田喜善議員、副委員長に上田 治議員、議会運営委員会委員長に郷司千亜紀議員、副委員長に西村昌義議員が互選されました。

次に、お手元に配付のとおり、議案第49号、美馬市監査委員の選任についてが提出されました。

お諮りいたします。本案は緊急を要する事件と認められますので、日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

異議なしと認めます。よって、美馬市監査委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、本件につきましては、前田議員は地方自治法第117条の規定に該当し、除斥されますので退場を求めます。

（17番 前田良平議員 退場）

◎議長（久保田哲生議員）

追加日程第5、議案第49号、美馬市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

◎市長（牧田 久君）

議長。

◎議長（久保田哲生議員）

牧田市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

監査委員の選任について提案理由の説明をさせていただきます前に、一言お喜びを申し上げたいと存じます。

今朝ほど来の議会で、議長には久保田哲生議員、副議長には川西 仁議員がそれぞれご当選、ご選任をされ、就任をされたところでございます。お二人に対しまして心からお喜びを申し上げます次第でございます。

議長に就任をされました久保田議員、並びに副議長に就任をされました川西議員には、お二人とも議会経験が豊富でございまして、市政各般にわたりまして造詣の深い方でございます。今後とも、美馬市議会の円滑、円満な運営と、市政発展にご尽力を賜りますよう改めてお願いを申し上げます次第でございます。

また、退任されました藤川議長、原副議長さんにおかれましては、2年間にわたり議会運営の重責を担われ、市政の円満な運営に対しまして格段のご高配を賜りましたことを、厚く御礼を申し上げます次第でございます。

引き続きまして、私どもに対し、変わらぬご指導、またご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。誠にありがとうございました。

それでは、ただ今議題となりました議案第49号、美馬市監査委員の選任につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議員のうちから選任する監査委員の選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

住所は美馬市穴吹町三島字舞中島1841番地の11、氏名は前田良平氏でございます。生年月日、昭和16年8月20日生まれの方でございます。

同氏は、長年にわたりまして議会議員として豊富な経験があり、また地方自治にも精通をしておられます。市行政全般に適切なお指導、ご助言がいただけるものと確信をいたしておるところでございます。監査委員といたしまして、正に適任者であるというふうに考えておりますので、議会の同意を求めるものでございます。

原案どおりご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

◎議長（久保田哲生議員）

お諮りをいたします。ただ今議題となっております議案は人事案件でありますので、質疑・討論を省略したいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

異議なしと認めます。よって、質疑・討論を省略し、直ちに採決することと決しました。
議案第49号は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（久保田哲生議員）

異議なしと認め、議案第49号は原案どおり同意することに決しました。
前田良平議員の入室を許可いたします。

(17番 前田良平議員 入場)

◎議長（久保田哲生議員）

ただ今、監査委員に同意されました前田良平君よりごあいさつがあります。

[17番 前田良平議員 登壇]

◎17番（前田良平議員）

一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

このたび私、皆さん方のご推挙をいただき、美馬市の監査委員という要職に就任させていただくことになりましたことは、身に余る光栄と存じる次第でございます。

私、浅学非才でございますが、皆さん方のご推挙を受けました上には、身を挺して懸命に職務を遂行する覚悟でございます。

今後、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますがごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（久保田哲生議員）

次に、追加日程第6、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び美馬市議会会議規則第160条の規定により、お手元にご配付のとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（久保田哲生議員）

異議なしと認めます。よって、お手元にご配付のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

ただ今議決されました議員派遣に変更がありました場合の措置については、議長に委任されたいと思います。

以上で、本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

ここで、牧田市長からごあいさつをいただきます。

◎市長（牧田 久君）

議長。

◎議長（久保田哲生議員）

牧田市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し述べたいと存じます。

議員各位におかれましては、本日は大変お忙しい中、第1回美馬市議会臨時会にご参集

を賜り、また提出をさせていただきました議案、承認案件につきましても、原案どおりご可決、ご承認を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げます。

また、本日は正副議長を始め、各委員会の委員及び正副委員長さんが決定をされ、美馬市議会として、新しい組織の構成がなされたわけでございますが、本市といたしましては、今後とも常に議会と連携を図りながら市政の発展と市民生活の向上のために、積極的かつ着実に取り組んでまいり所存でございます。

これから梅雨の季節を迎えますが、議員各位には、お体十分ご自愛をいただきまして、ふるさと美馬市のまちづくりのために、一層のご活躍を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たってのお礼とごあいさつにかえさせていただきます。大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

◎議長（久保田哲生議員）

ありがとうございました。

以上をもちまして、平成24年第1回美馬市議会臨時会を閉会といたします。大変長時間ご苦労でございました。

閉会 午後6時26分